

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組みについて

1 主旨

社会構造の変化とともに、飼い主の高齢や健康状態など様々な理由による判断力・認知力の低下などを起因とした動物にまつわる近隣トラブルが世田谷区においても増えており、その解決にはペットへの対応はもとより飼い主自身の生活再建も重要である。

現在、区をあげて取り組んでいる地域包括ケアの地区展開の枠組に、動物対応も組み込み、保健所と福祉所管との連携をはじめとして、地域住民、民間団体及びボランティアなどが共通認識をもって相互に連携し、トラブルを早期発見、早期対応するための体制の案を以下のとおりまとめたので報告する。

2 取組みの概要（2ページ参照）

(1) 「人と動物との共生推進のための連携協議会」の設置及び「人と動物との調和のとれた共生推進プラン」の見直し

保健所、福祉担当所管、地域・地区で区民相談を担当する所管、東京都動物愛護相談センター、東京都獣医師会、ボランティア団体等からなる連携協議会を設置し、近年課題になっている高齢や健康状態など様々な理由によりペットを飼育できない飼い主をめぐるペット問題等について意見交換する。

また、区民から意見を聴取し、人と動物とが共生し、幸せに暮らせる地域社会を築いていくための方策を検討し、プランの見直しに反映する。

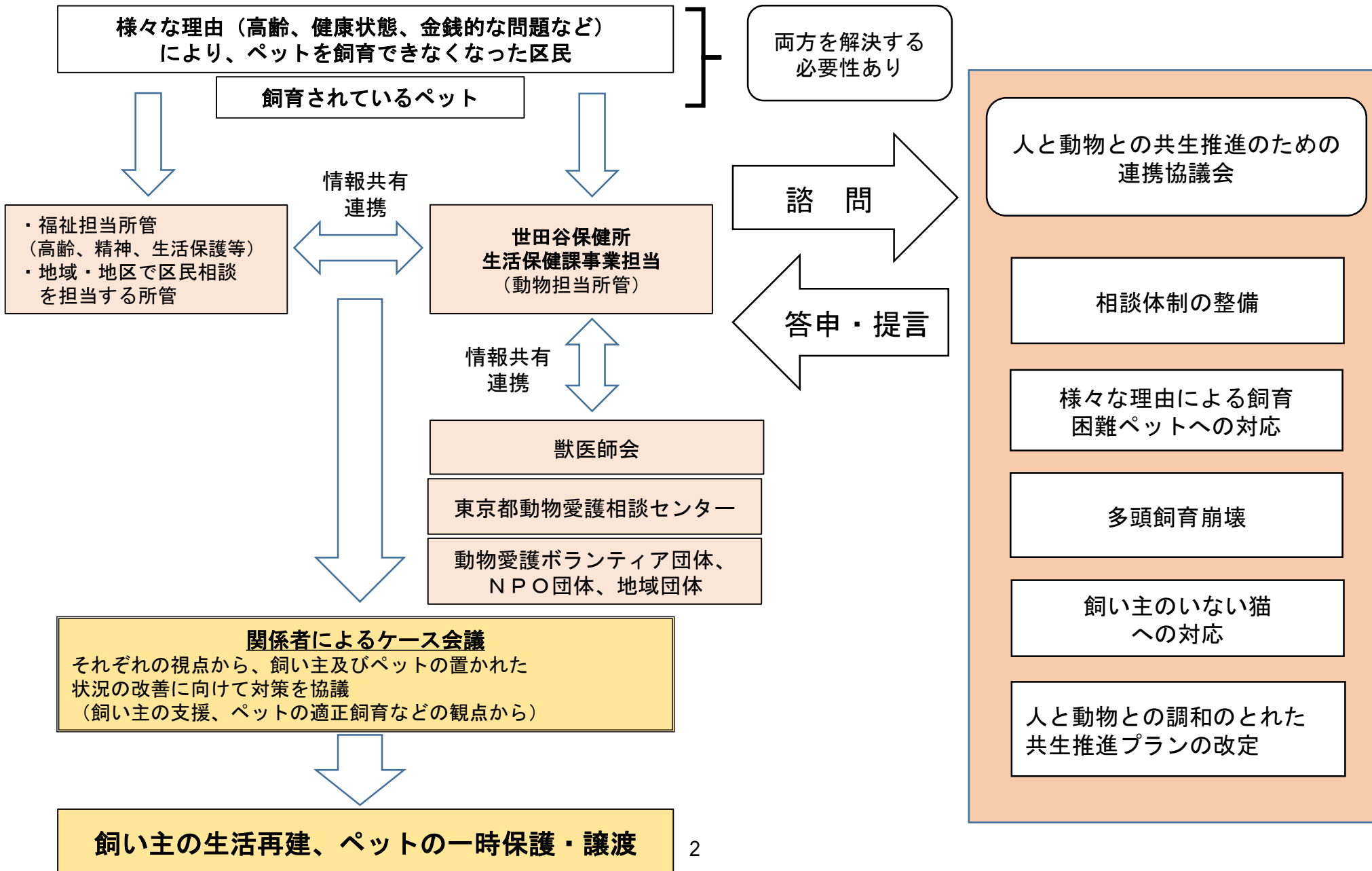
(2) 飼い主への支援の強化及び近隣住民の生活環境の改善

①保健所、各総合支所保健福祉センター、地域包括ケアを地区展開しているまちづくりセンター等で情報共有し、相互に連携する体制を整備する。

②保健所と、地域・地区において区民の身近な相談に応じる各総合支所地域振興課、民生委員等で情報共有し、相互に連携する体制を整備する。

③連携協議会において、団体相互が連携・情報交換する場を設定し、地域による活動やボランティア団体の現状・課題を共有し、飼い主を効果的に支援する方法を検討する。

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組み(概要)



3 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年11月 地域保健福祉審議会（検討体制、スケジュール等）
- 12月 「人と動物との共生推進のための連携協議会」設置
- 令和4年度 「人と動物との調和のとれた共生推進プラン」改定に向けた
区民意見募集
- 令和5年度 「人と動物との調和のとれた共生推進プラン(第2期)」施行